

山本事務局長	<p style="text-align: right;">(9 : 3 0)</p> <p>そしたら、改めまして、おはようございます。 定刻となりましたので、進めさせていただきたいと思います。 改めまして、事務局長の山本でございます。 本臨時会につきましては、この組合の構成市町から選出されます議員の改選後の初めての議会となります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。 年長の伊藤紀味枝議員をご紹介します。 伊藤紀味枝議員におかれましては、議席についていただきまして、臨時の議長をよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
伊藤臨時議長	<p>改めまして、おはようございます。 ただいま紹介されました伊藤紀味枝です。どうかよろしくお願ひいたします。 規定により臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。 このたび、構成市町の議会におきまして、本組合議会議員の改選がありました。本日は、改選後の最初の議会でありますので、それぞれ自己紹介をお願ひしたいと思ひます。 まず、組合議会の皆様、席の順で自席にて簡単に自己紹介をお願ひいたします。 では、1番の方からよろしくお願ひします。</p>
森本議員	<p>1番の木津川市議会議員の森本茂です。 久しぶりに環境組合の議員に選出されて、この会議に参加させてもらうことになりました。以前には、西部塵埃処理組合のときには議長をさせていただいておりました。この新しい組織になってからは初めてですので、皆様方、どうかよろしくお願ひ申し上げます。</p>
高岡議員	<p>山城町上粕から寄せていただいております。福寿園さんの本社がございまして、その近くに住ませていただいております高岡と申します。 前回に続きましてまたこちらでお世話になる、また皆さんと議論していくことになろうかと思ひますが、どうかよろしくお願ひ申し上げます。</p>
伊藤臨時議長	<p>伊藤です。 木津町のほうに住んでおります。木津小学校、木津図書館の横ということで非常に近いところに住んでおります。この組合議員のほ</p>

伊藤臨時議長 つづき	うになったのはちょっと初めてですので、何分分からないことも多々あると思いますが、どうかよろしく願いいたします。 4番議員、お願いいたします。
高味議員	おはようございます。木津川市の高味です。 木津町、精華町、山城町による西部塵埃のときは長くお世話になりました。新しく木津川市精華町環境施設組合になっては初めての参加でございます。初心に戻って取り組みたいと思いますので、よろしく願いいたします。
宮嶋議員	おはようございます。木津川市議会から選出をされました宮嶋良造です。 私も高味さんと一緒に、木津町議会の際に西部塵埃議員としてやらせていただきましたが、それ以来でございますので、しっかりと頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。
大野議員	精華町議会議員の大野翠と申します。新人ですので、一つ一つ勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。
竹川議員	精華町議会のほうから来ました竹川増晴です。精華町桜が丘2丁目に住んでおります。私も1年生議員ですので、またよろしく願いいたします。
佐々木議員	精華町議会議員の佐々木雅彦です。引き続きですので、よろしく願いいたします。 以上です。
伊藤臨時議長	ありがとうございました。 続きまして、執行部側の自己紹介を管理者から順にお願いいたします。
河井管理者	木津川市精華町環境施設組合管理者、木津川市長の河井でございます。どうぞよろしく願いいたします。
杉浦副管理者	副管理者で精華町長の杉浦正省でございます。今後ともどうぞよ

杉浦副管理者 つづき	ろしくお願いします。
石原 会計管理者	会計管理者、石原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
山本事務局長	事務局長の山本でございます。よろしくお願いします。
松井総務課長	総務課長の松井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
岡本総務係長	総務係長の岡本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
尾垣 施設センター長	センター長をしております尾垣と申します。よろしくお願いします。
西島施設課長	施設課長の西島でございます。よろしくお願いいたします。
藤岡 市民部次長 まち美化推進課 長事務取扱	木津川市まち美化推進課長の藤岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
竹島 環境推進課長	精華町環境推進課長の竹島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
伊藤臨時議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまから令和3年第2回木津川市精華町環境施設組合臨時会を開会します。</p> <p>本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 「仮議席の指定」を行います。</p> <p>仮議席は、ただいまの着席の議席とします。</p> <p>日程第2 「議長の選挙」を行います。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p>

<p>伊藤臨時議長 つづき</p>	<p style="text-align: right;">(9 : 37)</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(9 : 46)</p> <p>それでは、会議を再開いたします。 これより議長の選挙を行います。 お諮りいたします。 先ほどの全員協議会の結果を踏まえまして、議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。 お諮りいたします。 指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定しました。 議長に、高味孝之議員を指名いたします。 お諮りします。 ただいま指名しました高味孝之議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました高味孝之議員が議長に当選されました。 会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。 ここで、高味孝之議員に議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ただいま皆様方のご推挙により議長に就任いたしました高味です。 公平公正は言うまでもなく、スムーズな議会運営を努めたいと思っておりますので、どうか皆様方のご協力よろしくお願いいたします。</p>
<p>伊藤臨時議長</p>	<p>議員の皆様、議事進行にご協力を賜り、お礼を申し上げます。</p>

<p>伊藤臨時議長 つづき</p>	<p>これを持ちまして、臨時の議長の職務を終えさせていただきます。 高味議長、議長席にお着きをお願いいたします。</p> <p>《議長交代》</p>
<p>高味議長</p>	<p>伊藤議員、ありがとうございました。 引き続き会議を進めます。 お諮りします。 ただいま配付をいたしました追加議事日程第1号の追加1を議事に追加することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、追加議事日程により議事を進めます。</p> <p>追加日程第1 「議席の指定」を行います。 議席は、会議規則第4条第1項及び第2項の規定により、ただいま着席の議席のとおりを指定いたします。</p> <p>追加日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。 会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に1番の森本茂議員、2番の高岡伸行議員を指名いたします。 なお、両君の不測の場合は、次の議席の署名議員といたします。</p> <p>追加日程第3 「会期の決定」を議題といたします。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、本日の1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日の1日限りに決定いたしました。</p> <p>追加日程第4 「副議長の選挙について」を議題といたします。 お諮りします。 副議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。 お諮りいたします。 指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定いたしました。 副議長に佐々木雅彦議員を指名いたします。 お諮りいたします。 ただいま指名しました佐々木雅彦議員を副議長の当選人と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました佐々木雅彦議員が副議長に当選されました。 会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。 ここで、佐々木議員に副議長の当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。</p>
<p>佐々木副議長</p>	<p>ありがとうございます。佐々木雅彦でございます。 副議長としてちゃんとこの議会を実のある運営に努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。 以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ここで、管理者より挨拶を受けます。 河井管理者、よろしく申し上げます。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>着座にて失礼いたします。 令和3年第2回木津川市精華町環境施設組合議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 議員の皆様におかれましては、令和3年第2回木津川市精華町環境施設組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、それぞれの定例会を近く控える中、公私ご多用の折りにもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 また、本日は、木津川市議会、精華町議会ともに本組合議会への</p>

<p>河井管理者 つづき</p>	<p>選出議員の改選後の初めての議会でございます。今後、本組合の運営に何かとお力添えをいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>さて、本組合の懸案事項の一つでありました打越台環境センターの解体・撤去工事及びその跡地処理につきまして、ダイオキシン類などによる土壌汚染についても、特段問題なく昨年度に完了することができました。</p> <p>また、環境の森センター・きづがわの整備工事の竣工後、本年8月末をもちまして3か年が経過し、瑕疵担保期間が満了しますことから、その後の定期点検、整備に関する実施主体が本組合に移ることになります。引き続き安定したごみの焼却処理を行い、木津川市及び精華町の住民の皆様の日常生活を支える施設運営を継続するため、適切な施設の管理、運転に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>さて、本日、議長、副議長の選挙の後にご提案させていただく事案につきましては、監査委員の選任、公平委員会委員の選任及び専決処分の承認の5件でございます。</p> <p>よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。着座でどうも失礼いたしました。よろしくお願いいたします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、全協を開きたいと思っておりますので、暫時休憩をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(9 : 57)</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(10 : 19)</p> <p>会議を再開いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま配付しました追加議事日程第1号の追加2を議事に追加することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、追加議事日程により議事を進めます。</p> <p>追加日程第5 同意第1号「木津川市精華町環境施設組合監査委員の選任について」を議題といたします。</p> <p>ここで、地方自治法第117条の規定により、高岡議員の退席を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《高岡議員退席》</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>同意第1号「木津川市精華町環境施設組合監査委員の選任について」ご説明をさせていただきます。 本組合の構成する市町から選出された議員の改選に伴い、組合議会議員からの監査委員として高岡伸行議員を新たに選任したため、地方自治法第196条第1項及び本組合同規約第9条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑を終わります。 本件は、討論を省略して採決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。 したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。 ここで、高岡議員の入場を認めます。</p> <p>《高岡議員入場》</p> <p>ただいま監査委員の選任につきまして、原案のとおり同意されました高岡議員に一言ご挨拶をお願いします。</p>
<p>高岡議員</p>	<p>着座にて失礼させていただきます。 皆様のご推挙によりまして、大役の監査委員を仰せつかることができました。大変重要な施設の監査でもありますので、目いっぱい努力させていただきたく思いますので、どうかよろしくお願いいたします。</p>

<p>高味議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、追加日程第6 同意第2号、追加日程第7 同意第3号及び追加日程第8 同意第4号の「木津川市精華町環境施設組合公平委員の選任について」を一括議題といたします。</p> <p>なお、質疑、採決については議案ごとに行いたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、管理者から提案説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>同意第2号から同意第4号の本組合の公平委員会委員の選任につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>同意第2号は、本組合の公平委員会委員、出栗伸幸氏の任期が令和3年9月6日をもって満了することに伴い、同氏を再任したいため、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>同意第3号は、本組合の公平委員会委員、七条孝之氏の任期が令和3年9月6日をもって満了することに伴い、同氏を再任したいため、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>また、同意第4号は、本組合の公平委員会委員、井澤孝子氏の任期が令和3年9月6日をもって満了することに伴い、子谷朝子氏を新たに選任したいため、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより同意第2号について質疑を行います。質疑ございませんか。 佐々木議員。</p>
<p>佐々木副議長</p>	<p>よろしいか。採決は別々ということですがけれども、ちょっと一括してお聞きをしたいことがありますので、お願いします。</p> <p>1点目は、これ、精華町議会では当たり前なんですけれども、要するに現職というか継続案件、継続の人事に関しては、いわゆるその間の活動実績、少なくとも今の現任期の活動実績、例えば10回会議があつて7回出席されているとか、その他、その職務に関係する様々な研修等の有無だとか、そういった実績というのはあんまり載っていないんですけれども、その点がどうなのかというのが1点です。</p> <p>もう一点は、これ、ちょっと基本的考え方をお願いしたいんですけども、個人的には年齢によって職務ができるかできないかというのは関係ないと思っているんですが、今回の提案というのはかなり</p>

<p>佐々木副議長 つづき</p>	<p>高齢な方の提案が含まれていますよね。この本組合の運営として、要するに年齢定年制みたいな考え方を持っているのか、持っていないのかという点と、もし持っているのであれば、それはどこで線を引くのか、もしくは線を引く場合には、就任時なのか、任期が満了時なのか、その辺について、別に賛成、反対を聞いているわけじゃなしに基本的考え方について、この2点お伺いしたいと思います。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 公平委員の活動実績と本組合の公平委員会の年齢の関係でございます。 直近の活動でございますけれども、令和2年8月24日に令和2年度の公平委員会を開催し、職員の勤務状況等を確認をしていただいたところでございます。 また、本組合の公平委員の任期についての定年のような考え方はあるのかどうかというところでございますが、従来からそういったところは定めておりませんので、現時点におきましてもそのような考え方は持っていないというところでございます。活動していく中で、高齢になられてその職務を全うすることができないという申出がございましたら、その意を酌んで新任の方を選任をしていくというような考え方でございます。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木議員。</p>
<p>佐々木副議長</p>	<p>2点目は分かりました。今のところ、本組合としてはそういう年齢定年制というのは全く考えていないということで確認をさせていただきたいと思います。 1点目に関しては、これ、できればというか、次回からでも結構ですけれども、人事案件については、新任の場合はまだ先が分からないけれども、現職継続という場合には、やっぱり過去の実績というのが評価の対象になるわけですよね。先ほど申し上げたように、例えば10回出席してもらった会議があつたにもかかわらず2回しか出てこないということがもしあるのであれば、それはちょっと資質がやっぱり疑われる可能性があるわけですから、できたら、これについては次回以降その任期中、今の答弁は昨年度の話があつたけれども、1年任期じゃないので、任期中の実績についてはぜひとも客観的な資料としてお願いできたらということで、これはお願いですけども、お願いしておきたいと思います。 以上です。</p>

高味議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>次回以降の選任同意を求める際には、そういったようなことの資料につきましてもつけさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	<p>ほかございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑を終わります。</p> <p>本件は、討論を省略して採決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本件は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。</p> <p>したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたします。</p> <p>次に、同意第3号について質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑を終わります。</p> <p>本件は討論を省略して採決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本件は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>起立全員であります。 したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。 次に、同意第4号について質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑を終わります。 本件は討論を省略して採決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。 したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。</p> <p>次に、追加日程第9 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。 管理者から提案説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>承認第1号「令和2年度木津川市精華町環境施設組合一般会計補正予算第1号」につきましてご説明をさせていただきます。 令和2年度木津川市精華町環境施設組合一般会計補正予算第1号につきましては、年度末の事業費確定などによりまして緊急に予算の整備をする必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。 なお、補正予算の額でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,282万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,019万4,000円としたものです。 なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせていただきます。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>

高味議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>承認第1号についての補足説明をさせていただきます。</p> <p>令和2年度木津川市精華町環境施設組合一般会計補正予算第1号の内容につきまして補足説明をさせていただきます。</p> <p>補正予算につきましては、先ほどの管理者からの提案趣旨説明にありまして、年度末の執行状況を踏まえまして予算の整理を行ったものでございます。</p> <p>予算の整理の基本的な考え方といたしましては、歳入予算につきましては、年度末におけるごみ処理手数料や余剰電力の売却益など、できる限り補足をし、補正することといたしました。</p> <p>また、歳出予算につきましては、特定財源が伴う事業につきましては、歳入予算の不足と整合するよう補正することといたしました。</p> <p>また、構成市町からの分担金など一般財源による事業につきましては、予算残額につきまして、原則として10万円単位で減額することとし、工事請負費、委託料、塵埃処理に係ります消耗品費、修繕料につきましては100万円単位で不用額を減額することとしたところでございます。</p> <p>また、予算を計上しているにもかかわらず執行していないものにつきましては、細節単位ごとにその全額を減額することを基本に補正することといたしました。</p> <p>お手元の補正予算書及び各種事業の概要説明によりまして、具体的な補正内容につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、各種事業の概要説明により、歳出予算の補正内容につきましてご説明いたしますので、1ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>1ページ上段でございます。</p> <p>議会運営費につきましては、執行状況を踏まえまして2万6,000円の減額となったところでございます。</p> <p>その下段の事務局運営事務経費につきましては、職員の時間外手当や事業費などの不用額479万2,000円の減額をいたしたものでございます。</p> <p>2ページ上段の施設監視業務等の関係費につきましては、環境の森センター・きづがわの環境監視委員会の委員報酬でございますが、通常開催予定分の3回分と緊急に開催をする必要が生じた場合に対応するために計上していた1回分、合わせまして4回分を予算計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の影響によりまして2回の開催となりましたことから、合計で10万円の不用額について減額をしたものでございます。その下段の打越台環境センター解体・撤去費につきましては、主に解体・撤去工事の工事費等に係る予算に不用額が生じたことに伴うものでござい</p>

山本事務局長
つづき

まして、4,956万1,000円の減額補正でございます。

3ページ下段の環境の森センター・きづがわの維持管理基金積立金につきましては、余剰電力の売却益の全額とごみ手数料のうち、1キログラム当たり25円分を財源として基金に積み立てることとしていることを基本としていますことから、当初予算と比較をいたしまして、余剰電力売却益について606万6,000円の増、ごみ処理手数料分につきましては57万5,000円の増がそれぞれ見込めることとなりましたことから増額補正をしたものでございます。

4ページ下段のごみ焼却処理事業費につきましては、環境の森センター・きづがわの電気代、焼却灰処分費等に係る不用額が生じたことによりまして5,650万円を減額補正したものでございます。

5ページ上段のごみ焼却外処理負担事業費につきましては、小動物の死体処理などに伴う費用でございまして、489万9,000円の減額補正でございます。

次に、歳入予算の補正につきましてご説明をさせていただきますので、予算書の7ページをご覧くださいと思います。

7ページの1款分担金及び負担金でございますが、構成市町の分担金につきましては、先ほどご説明をさせていただきました歳出予算の減額、また、この後ご説明させていただきます一般廃棄物処理手数料の増などの歳入予算の増減などに伴いまして、合計で5,918万8,000円を減額いたしました。その結果、木津川市に負担いただく分担金につきましては3,621万1,000円の減額となり、補正後の木津川市の分担金の総額は1億5,409万5,000円となったものでございます。精華町につきましては1,879万6,000円の減額となりまして、補正後の精華町の分担金の総額は7,998万5,000円となったものでございます。負担金につきましては、先ほど申し上げました小動物の死体処理などの経費の減額に伴いまして490万1,000円の減額補正というところでございます。

2款の使用料及び手数料につきましては、事業系一般廃棄物の処理量の増加などによりまして622万2,000円を増額補正したものでございます。

4款の繰入金につきましては、財政調整基金の繰入れが全額不用になったこと、また、打越台環境センター解体・撤去工事に係る令和2年度分の歳出予算の不用額の減額に伴いまして、撤去整備基金につきましては650万9,000円の減となることから、それぞれ減額補正をしたものでございます。

9款の組合債につきましては、令和2年度に支払います打越台環境センターの解体・撤去工事費の確定に伴いまして、予算に計上していた借入予定額の起債の額が減額となることから補正するものでございまして、起債の借入額の減額に伴い、補正予算書6ページの第2表により、起債の限度額についても補正をしているところでござ

山本事務局長 つづき	<p>ございます。</p> <p>以上で、専決処分を行いました令和2年度木津川市精華町環境施設組合の補正予算第1号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>なお、質疑につきましては、歳入・歳出ごとに行います。</p> <p>まず、歳出から行いたいと思いますが、予算書または資料の何ページかを示していただいた上でお願いいたします。</p> <p>質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>佐々木議員。</p>
佐々木副議長	<p>歳出に関して3点お伺いをします。</p> <p>1点目は、附属資料の1ページ下段ですが、細かいことをお聞きして申し訳ないんだけど、市民参加状況の中で、小学生の社会学習が中止となったということが書かれています。補正予算の段階でこの表記の意図がどこにあるのかというのが一つです。</p> <p>2点目は、これもちょっとその逆転的な質疑ですけど、であるならば、小学生の社会学習が中止となったということが書かれているのであれば、じゃ、小学生以外の一般の市民のこの施設の視察とか見学というのは、あつたという理解でいいのかどうか。その場合、ぜひともここは市民参加状況の欄ですから記入をしていただきたいと思うんですけども、その実績はどうなのかが2点目です。</p> <p>3点目は、その次のページの2ページの下段なんだけれども、私の認識では、この打越台環境センターの精華町への譲与については年度内で終わっている、昨年度内で終わっているということですよ。ただ、これ多分コピーされたと思うんだけど、将来にわたる効果等のところに「する」、要するに予定というふうに見える記載になっているんですよ。通常、これもう終わっているわけだから、本来の記述であれば「した」。しかも、将来の効果等どうかという問題もあるんだけど、その辺は事実はどうなのかについて、この3点お伺いしたい。</p>
高味議長	<p>事務局長。</p>
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>まず、附属資料の1ページの市民参加の状況のところにもこのような表記がある意図というところがございますが、最初の当初予算のこの予算事業の概要説明のところにも市民参加の状況ということで事</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>務局運営事務事業費におきまして市民参加を積極的に取り組んでいくという表記がありましたことから、今回、補正に当たりましてその状況を書いたというところでございますので、当初予算に書いている市民参加状況との違いというところを書いたところでございます。</p> <p>また、令和2年度の見学者の状況でございますが、まず、令和元年度は見学者が2,603名おられました。そのうち、小学生につきましては、木津川市、精華町の全ての小学校から来ていただいておりますが、1,425名小学校から来ていただいております。令和2年度になりまして、コロナの影響から見学者全体といたしましては235名、うち小学生としては117名の参加というところでございます。</p> <p>それと、2ページの下段のところ、将来にわたる効果というところで精華町に譲与したのか、これからするのかというところでございますが、既に3月30日時点での臨時会におきまして、譲与に対する議決のほういただいておりますので、その日をもって精華町への譲与契約については本契約に変わっております。その日を原因日として、新年度に入ってから登記についても行われたというところでございますので、打越台環境センターの用地につきましては、冒頭で管理者のほうから話がありましたとおり、この令和2年度をもって完了しているというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木議員。</p>
<p>佐々木副議長</p>	<p>あんまり細かいことは言いませんけれども、今の説明があったとおりだと思うので、これ、3月31日付の専決ですので、3月31日段階での表記をしてもらわないと、文章としてはやっぱりおかしくなってしまいますので、局長言うように、当初予算で書いた事項というのがあるのは分かるんだけど、それは1年前の話であって、年度末専決というのは、やっぱりそれは年度末の段階に立った記載をお願いしたいということは申し上げておきたいと思います。</p> <p>結構です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほかございませんか。</p> <p>なければ、歳出についての質疑を終わります。</p> <p>続いて、歳入についての質疑に移ります。質疑ございませんか。</p> <p>佐々木議員。</p>
<p>佐々木副議長</p>	<p>1点、雑入です。諸収入のところにある、私は大体分かるんだけど、ちょっと今日は初めての方もいらっしゃるんで、違約金が</p>

<p>佐々木副議長 つづき</p>	<p>発生していますよね、違約金収入が。これについての原因と内容。どういふことでこれが発生したのかいふことをちょっと概要説明していただいたほうが審議に貢献するんじゃないかと思ひますので、お願ひします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>こちらの違約金につきましては、打越台環境センターの解体・撤去工事の発注の際に、打越台環境センターの解体・撤去の設計といひますか、発注についての検討をいたしました。その際、コンサルタントのほうに業務委託をしていたわけでございますけれども、その業務委託のところに見落としがあつたといふところでございます。見落としがあつたといふことの内容でございますが、いわゆる基礎杭についての見落としがあつたといふところなんです。直径70センチで深さが9メートル程度のものが24本、同じく直径が70センチメートルのもので深さが13メートル弱のものが6本、合わせまして30本の基礎杭があつたにもかかわらず、その基礎杭について発注仕様書のほうに漏れていたといふところでございます。これによりまして、当初予定していた工事について、追加工事が発生することで13か月の工期が15か月、いわゆる2か月延長になりました。</p> <p>また、当然、基礎杭をどのような形で撤去するのかといふ設計に対して約90日ほどその設計についての協議といひますか、調整に時間がかかつたといふところでございます。</p> <p>本来でありましたら13か月で終わっていた工事が2か月延長したわけでございますので、その2か月延長したことに伴って工事の諸経費が増加いたします。これにつきまして306万4,000円程度の諸経費が新たに負担になるといふところと、先ほど申し上げました設計の追加に伴いまして90日ほどの時間を要したことから、その遅延利息相当分21万6,000円程度が加わることになります。その部分につきまして、その当時発注につきましての設計を行っていたコンサルタントのほうと協議をした結果、それを違約金として支払っていただくことが調ひましたので、令和2年度の諸収入として受け入れたといふところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>いいですか。ほかございませぬか。</p> <p>(なしの声)</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>なければ、歳入についての質疑を終わります。 討論を行います。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、討論を終わります。 お諮りいたします。 本件は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。 したがって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なる審議を賜り、大変ご苦労さまでした。 これをもちまして、令和3年第2回木津川市精華町環境施設組合臨時会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(10:47)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: right;">議 長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名議員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名議員 _____</p>